

## 愛川町猫不妊・去勢手術費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、猫の不妊・去勢手術（以下「手術」という。）を普及することにより、野良猫、捨て猫等の増加及び猫による被害の防止を図るため、手術を受ける猫の飼養者等に対し、その費用の一部を助成することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 手術費の助成の対象者は、次に定める条件を備えていなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 既に納期の経過した分の町税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

(助成の要件等)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる手術は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 愛川町内で飼養されている飼い猫（以下「飼い猫」という。）に対し実施するもの。
- (2) 愛川町内に生息する飼い主のいない猫であって、手術実施前に、愛川町飼い主のいない猫不妊・去勢手術実施計画書（第1号様式）を提出し、承認及び実施可能頭数の指定を受け実施するもの。

2 飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術実施後、捕獲実施場所に解放すること。

(助成の額)

第4条 手術の助成額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1頭につき5,000円
- (2) 去勢手術の場合 1頭につき3,000円

2 助成頭数の上限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飼い猫に対する手術の助成は、同一年度1世帯当たり9頭までとする。
- (2) 飼い主のいない猫に対する手術の助成は、前条第1項第2号の計画書の内容を審査したうえで、予算の範囲内で決定する。

(助成の方法)

第5条 手術費の助成を受けようとする者は、手術実施後1年以内に愛川町猫不妊・去勢手術費助成申請書（第2号様式）により、手術を実施し手術費を支払ったことを証明する書類を添付の上、町長に申請するものとする。

2 飼い主のいない猫に係る手術費の助成を受けようとする者については、前項に記載する書類と併せ愛川町飼い主のいない猫不妊・去勢手術実施報告書（第3号様式）を提出するものとする。

3 町長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査して助成の可否を決定し、

愛川町猫不妊・去勢手術費助成金支給決定通知書（第4号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行日の前日までに実施した手術に係る申請については、なお従前の例による。